

富里市特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

制定 平成27年12月28日

改正 令和3年4月1日

本方針は、富里市における個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いを確保するために策定します。

1 特定個人情報の保護に関する考え方

本市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び富里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第33号。以下「番号条例」という。）に定められた事務において特定個人情報を取り扱います。

番号法及び番号条例では、特定個人情報の利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制等を整備し、職員等に遵守させる措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱います。

2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱います。

(1) 法令遵守

特定個人情報の適正な取扱いに関する法令等を遵守します。

なお、法令等には、次のものを含みます。

ア 番号法

イ 番号条例

ウ 富里市個人情報の保護に関する条例（平成27年条例第34号）

エ 富里市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成27年規則第27号）

オ 富里市個人情報保護制度運用の手引（平成13年9月発行）

カ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

キ 富里市情報セキュリティポリシー（平成16年2月策定）

(2) 安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のため

に必要な安全管理措置を講じます。

(3) 事務フローの明確化

個人番号利用事務については、事務フローに即して手続を明確にします。

(4) 適正な収集、保管、利用、廃棄及び目的外利用の禁止

特定個人情報、番号法及び番号条例に定められた事務に必要な範囲内で適正に利用、収集、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

(5) 委託、再委託

特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき本市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(6) 継続的改善

特定個人情報の取扱いに関する規程等については、継続的に見直し、その改善に努めます。

3 本方針に関する問合せ先

(1) 個人情報保護に関すること

総務部総務課文書法規班 電話0476-93-1113

(2) 個人番号の利用及び情報セキュリティポリシーに関すること

総務部広報情報課広報情報班 電話0476-93-1119

（それぞれ平日のみ、午前8時30分から午後5時15分まで）

【内閣官房マイナンバーコールセンター】

電話 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

月曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後10時まで

土、日曜日及び祝日 午前9時30分から午後5時30分まで

（年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）